

香芝市告示第132号

国民健康保険被保険者資格証明書の交付に係る弁明の機会の付与通知を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので行政手続法第15条第3項及び第31条の規定により公示送達します。

この公示送達に係る関係書類は、当市保険料収納課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和6年11月12日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者

表略

(注)行政手続法第15条第3項及び第31条の規定により掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときは書類の送達があったものとみなします。